

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例

制定 平成 元年 2月22日 条例第5号



昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例

昭和天皇の大喪の礼の行われる日は、埼玉西部環境保全組合職員の休日及び休暇に関する条例（昭和47年条例第8号）第2条及び埼玉西部環境保全組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第11号）第13条に規定する休日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。